奈良県告示第四百七十七号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

「美術館」の下に「、平城京歴史館」を、「流域下水道センター」の下に「、県営住宅管理事務所」を加える。